



令和7年度

下黒瀬小学校 生徒指導規程

1. 総則

この規定は、下黒瀬小学校全児童が「社会に出て通じる力」を育成するために、本校の実態及び、これからの社会が求めている資質・能力を踏まえて制定されたものである。

【東広島スタンダード】

★あいさつ

できます！出会った人に気持ちのよいあいさつが！

★へんじ

できます！名前をよばれたときの気持ちのよいへんじが！

★ことばづかい

できます！相手と場におうじた言葉づかいが！

★はきものをそろえる

できます！ 整理・整とんや人を思いやることが！

【学校教育目標】

かしこく やさしく たくましく
～社会に出て通じる力の育成～

2. 学校生活に関すること

（ 登下校等 ）

交通安全ルールを守り、交通事故や不審者等に気を付けながら、安全に登下校をする。

(1) 登校の方法

登校班での登校を原則とする。集合時間、歩道のマナーを守り通学路を通る。

(2) 下校の方法

月に1度の予定で全学年一斉下校とし、登校班での下校を原則とする。その他については、学年（学級）下校を行う。

(3) 登校・遅刻・欠席・早退・外出について

- ① 登校時刻は**7時40分から8時**とし、教室に着席する。
- ② 欠席の場合、8時00分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。（メールか電話）登校班にも連絡する。
- ③ 遅刻の場合、8時00分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。（メールか電話）遅刻して登校した場合は、登校したことを担任に報告する。
- ④ 早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時刻、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。
- ⑤ 外出については、原則登校したら、外出は認めない。特別な理由がある時は、保護者が担任に連絡して許可を得る。

（ 頭 髪 ）

頭髪については、学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない染色、脱色等のない清潔かつ自然な髪型や長さとする。

- (1) 目にかからない髪の長さとする。
- (2) 肩にかかる場合、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。色つきのピンやリボンを使用しない。また、赤白帽子などかぶりやすくするために、結ぶ位置を考えて髪を結ぶ。

（ 不要物 ）

不要物については、学校への持ち込みを禁止とする。

- (1) 学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。
- (2) 東広島市では、携帯電話、スマートフォンは不要物であり、持ち込み、使用は禁止する。
- (3) 違反があった場合、学校預かりとし、保護者に連絡・指導を行った上で下校時に返却する。
※重ねて違反があった場合、特別な指導を行う。

（ 服装等 ）

制服等、身なりについては、学校の服装の規定に準じて着用し、校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める服装を正しく着用する。

※ 服装の移行期間は定めず、各自の判断で行うが、式服の際には、規定に合わせる。

(2) シャツ

学校指定のポロシャツまたは、カッターシャツ（白）、ブラウス（白）を着用し。シャツ出しはしない。尚、下着は見えないように着用する。

(3) ズボン・スカート

学校指定の長ズボン・半ズボン、スカートを必ず着用する。腰パンは禁止とし、スカート丈は、膝丈程度の長さとする。

(4) 靴下

靴下は白色で、長さはくるぶしより上で膝より下とする。色柄の入っているものは、禁止とする。

（ワンポイントは可）

(5) 通学靴

- ① 白い運動靴とする。（ワンポイントやラインは不可）登下校や学習で使用するから機能的なシューズを使用する。
- ② 雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

(6) 上履き・体育館シューズ

- ① 上履きはつま先が白いもの。
- ② 体育館シューズは学校指定のもの。

(7) 名札

- ① 学校指定の名札を必ず着ける。

(8) セーター・ベスト

- ① 学校の規定のもの（黒・紺・白・灰色）を使用する。

(9) 手袋・帽子など

- ① 防寒用に手袋を着用してもよい。（登下校・休憩時間）
- ② 安全のために制帽を着用する。
- ③ 登下校時のみ、ネックウォーマーを使用可。

(10) ウインドブレーカー・ジャンパー等の防寒着

- ① 寒い時は、保護者及び自分の判断で着用してもよい。（登下校・掃除時間）
- ② 使用しないときには、自分のロッカーに収めておく。

※掃除時間での防寒着の着用については、冬季に配付する別紙「防寒対策」に準ずる。

(11) 長ズボン（冬用体操服の緑のジャージ）登下校及び、学習時間、休憩時間、掃除時間に着用することができる。

※規定以外の防寒着の着用に関しては、児童の体調や、気温によって学校や担任の判断で行うことがある。

（ 校内での生活 ）

自分から進んで挨拶をするなど、一人一人が、自分がすべきことをよく考えて、安心で安全な校内生活を送れるようにする。

(1) 授業やその他の活動

- ① 時間を守って行動をする。
- ② あいさつ、返事、言葉づかいを大切にする。
- ③ 学習や活動に自分の目標をもち、主体的に取り組む。

(2) 休憩時間

- ① 学校の外や立入り禁止場所には行かない。
- ② 校内放送は、静かに聞く。
- ③ 特別教室や他の教室には、勝手に入らない。
- ④ 廊下等、校内を走らない。
- ⑤ 学校の施設や道具、草花や樹木、飼育動物を大切にする。
- ⑥ 整理整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等)
- ⑦ 原則、休憩時間は他教室に移動しない。
- ⑧ 原則、休憩時間はタブレットを使用しない。

(3) 保健室利用

- ① 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、養護教諭が状況に応じて判断する。体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。
- ② 虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校より関係機関に通告する。

(4) 給食

- ① 衛生面に注意して配膳をし、準備中は静かに待つ。

(5) 掃除

- ① 自分の担当場所をだまって集中して掃除をする。

(6) 教育相談

- ① 学校は、児童、保護者で教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラー等と連携する。

(7) その他

- ① 卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。
- ① 学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。

3. 校外での生活に関すること

学校・家庭・関係機関が連携を取りながら、児童が安全に生活できるようにする。

(校区外の生活)

校区外の生活については

- (1) 児童だけの校区外への外出禁止
- (2) 児童だけの店（コンビニ、ショッピングセンター、ゲームセンター等）への出入り禁止
- (3) 児童だけの外泊や夜間徘徊禁止
- (4) 危険箇所への立入り
 - ① ため池、水路、川などには近づかない。
 - ② 人通りが少ない場所には行かない。
- (5) 交通安全
 - ① 道路交通法を守り、安全に移動をする。
 - ② 自転車乗車時にはヘルメットを着用する。
- (6) タブレットの使用について
 - ① 「タブレットの使い方のルール」及び、「タブレット活用のルール」に準じて、大切に使用する。
- (7) 家庭での SNS 等の利用について
スマートフォンやタブレット等での SNS 等の利用については、必ず家庭でルールを決めて使用する。

※以下の点について確認をしておく。

【利用時間・フィルタリング・個人情報・相手を考える】

4. 特別な指導に関すること

児童が起こした問題行動を適切に反省させ、よりよい学校生活を送るために自己を振り返るために指導する。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- | | |
|------------------|-------------|
| ・飲酒・喫煙 | ・暴力・威圧・強要行為 |
| ・建造物・器物損壊 | ・窃盗・万引き |
| ・性に関するもの | ・薬物等乱用 |
| ・交通違反 | ・刃物等所持 |
| ・その他法令・法規に違反する行為 | |

(2) 学校の規則等に違反する行為

- | | |
|--|----------------|
| ・暴力行為（対教師、児童間、対人、器物破損） | |
| ・飲酒・喫煙及び準備行為（購入、所持） | |
| ・いじめ | ・登校後の無断外出・無断早退 |
| ・指導に従わない
(指導無視、暴言、授業エスケープ、授業時の立ち歩き) | |
| ・携帯電話、スマホ等の不要物 | |
| ・家出及び深夜徘徊 | ・金品強要 |
| ・その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為 | |

(反省指導等)

反省指導等は、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

また、別室反省指導中は、役割分担を行って指導し、反省指導の内容については、必ず学校と保護者と連携をとる。

(1) 説諭による指導

- ① 口頭による説諭指導

(2) 学校反省指導

- ① 別室による反省指導
- ② 教育相談と反省指導を複合した指導
(スクールカウンセラー、心のサポーター等)

(特別な指導を実施するにあたって)

特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止の為の具体的な約束や展望を持たせる。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 児童が法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、繰り返し指導を受けた場合は、市教委へ報告をすることもある。
- (5) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にして短期間で行う。また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

児童に対しては、全校朝会や学級活動の時間で周知する。保護者に対しては、入学説明会、PTA総会、懇談会などでの直接説明を行う。また、ホームページに掲載し、周知する。